

事務連絡
令和2年3月11日

各消費生活協同組合(連合会)代表理事殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた
消費生活協同組合における総(代)会等の取扱いについて

平素から消費生活協同組合(連合会)の健全な運営に、格段のご配慮を賜り御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむを得ない理由のもと、定款所定の期間内に総(代)会を行うことができない場合の取扱いについて、お知らせいたします。

定款所定の期間内に総(代)会を行うことができない場合には、消費生活協同組合法施行細則第2条第3項の規定に基づき、総(代)会延期届をご提出ください。

【消費生活協同組合法施行細則】

(総会に関する届出)

第二条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」という。)は、総会又は総代会(以下「総会」と総称する。)が終了したときは、その日から十五日以内にその議事録を添付して、知事に届け出なければならない。

2 総会が成立しないときは、成立しないことが判明した日から五日以内にその理由を記載して、知事に届け出なければならない。

3 定款所定の期間内に通常総会を開会することができないときは、定款所定の期間の末日から五日以内にその理由を記載して、知事に届け出なければならない。

記

添付資料

様式 総(代)会延期届

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話:03(5388)3060

FAX:03(5388)1332

E-mail:S0000580(at)section.metro.tokyo.jp